

吸収分割に係る事後開示書面

(吸 収 分 割 会 社／会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(吸 収 分 割 会 社) モーニングスター株式会社

(吸収分割承継会社) イー・アドバイザー株式会社

2021 年 5 月 24 日

2021年5月24日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区六本木一丁目6番1号
モーニングスター株式会社
代表取締役 朝倉 智也



東京都港区六本木一丁目6番1号
イー・アドバイザー株式会社
代表取締役 朝倉 智也



モーニングスター株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）とイー・アドバイザー株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両者間で締結した2020年12月24日付吸収分割契約（以下「吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年4月1日を効力発生日として吸収分割会社の株式新聞事業及びサーチナ事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号の定めるところにより、次の事項を記載した本書面を作成し、備え置きいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による株主からの吸収分割をやめることの請求に係る手続は生じておりません。

3. 吸収分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

（会社法第785条の規定による手続の経過）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求に係る手続は生じておりません。

(会社法第 787 条の規定による手続の経過)

吸収分割会社においては、新株予約権者が存在しないため、会社法第 787 条の規定による新株予約権買取請求に係る手続は生じておりません。

(会社法第 789 条の規定による手続の経過)

吸収分割会社は、会社法第 789 条の規定による債権者の異議に関する手続につき、本件吸収分割に対して異議申述できる旨のほか同条第 2 項各号に定める事項を 2021 年 2 月 24 日付で官報公告及び電子公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社における会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

(会社法施行規則第 189 条第 3 号イ)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による株主からの吸収分割をやめることの請求に係る手続は生じておりません。

5. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条、第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

(会社法第 797 条の規定による手続の経過)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求に係る手続は生じておりません。

(会社法第 799 条の規定による手続の経過)

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定による債権者の異議に関する手続につき、本件吸収分割に対して異議申述できる旨のほか同条第 2 項各号に定める事項を 2021 年 2 月 24 日付の官報に公告し、また同日付で各別に催告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約に基づき、吸収分割会社の株式新聞事業及びサーチナ事業に関して有する権利義務を承継いたしました。承継資産の額は 381 百万円、承継負債の額は 7 百万円であります。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 1 日

以 上